

諮問（不）第 23 号  
答申（不）第 23 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 30 年 6 月 6 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

請求人は、平成 30 年 5 月 22 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、「平成 28 年 5 月以降、A が実施機関に「審査請求人の件」に関して内容確認や問い合わせをしたことがわかるものすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 処分の内容

実施機関は、条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 6 日付けで、次の理由を付して本件処分を行い、請求人に通知した。

（不開示決定の理由）

平成 28 年 5 月以降、A から「審査請求人の件」に関して、内容確認や問い合わせを受けていないため。

#### 3 審査請求

請求人は、平成 30 年 9 月 6 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 平成 28 年 5 月以降、A は実施機関に審査請求人に関する件に関して、複数回の問い合わせを行っており、実施機関の理由は事実と整合せず、論理的に成立しない。

#### 第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 根拠条項の内容

条例第 18 条第 2 項は、実施機関は、開示請求に係る公文書を保有していないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求人に対し、その旨を書面により通知する必要があることを定めたものである。

##### 2 本件処分の検討

実施機関は、平成 28 年 5 月以降、A から「審査請求人の件」に関して、内容確認や問い合わせを受けておらず、公文書は存在しない。

##### 3 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、「平成 28 年 5 月以降、A は実施機関に審査請求人に関する件に関して複数回の問い合わせを行っており、内容確認や問い合わせを受けていないという人事課の理由は、事実と整合せず、論理的に成立しない」と主張する。

しかしながら、平成 28 年 5 月以降、A から「審査請求人の件」に関して、内容確認や問い合わせを受けたことはなく、審査請求人の求める公文書は存在しない。

#### 第 5 審査会の判断理由

当審査会において、本件対象保有個人情報の有無について請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

##### 1 本件開示請求の内容について

本件開示請求は、「平成 28 年 5 月以降、A が実施機関に「審査請求人の件」に関して内容確認や問い合わせをしたことがわかるものすべて」の開示を求めるというものである。

##### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

請求人は、平成 28 年 5 月以降、A が実施機関に審査請求人に関する件に関して複数回の問い合わせを行っている」と主張している。

これに対し、実施機関は、内容確認や問い合わせを受けていないと主張する。  
そこで当審査会は、実施機関に対し、本件対象保有個人情報の保有の実態について、次の点を確認した。

- (1) ハラスメント相談があった際のAから実施機関への報告は定期的な報告ではなく、随時の報告である。
- (2) A及び実施機関の当時の担当者への聞き取りにより、「審査請求人の件」に関して内容確認や問い合わせを受けていないことを確認し、本件処分を行った。  
以上を踏まえると、平成28年5月以降、Aから実施機関へ本件に関する報告等はなく、本件対象保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

### 3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、実施機関が行った本件処分は、妥当である。  
よって、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 31 年 2 月 1 日	実施機関から諮問書を受理
令和元年 7 月 12 日	審査会（審査）
令和元年 9 月 13 日	審査会（審査）
令和元年 9 月 30 日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
池内 愛	弁護士	会長
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学シーボルト校情報システム学部 情報セキュリティ学科（教授）	
清水 千恵子	学識経験者	
武藤 智浩	弁護士	